平成25年10月15日発行第442号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

10
2013

那珂川町馬頭広重美術館

Index

1 組織としての行政書士会
2 H25年度第1回暴力団等排除対策委員会開催
3 知的資産経営支援研修会開催
4 夢をかなえる創業支援セミナー開催
5 道路位置指定研修開催・ゴルフ愛好会コンペ報告
6 わがまち自慢　ー那珂川町ー
7 おじゃましま～す！
8 支局かわら版（宇都宮）
9 支局情報（日光・那須・宇都宮）
11 アドちゃんの談話室・木もれび
13 栃木県行政書士会カレンダー（11月）
14 正副会長の動き
15 日行連だより・業務連絡
17 研修会のお知らせ
22 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん

©海井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

組織としての行政書士会

栃木県行政書士会

副会長　田渕　徹

栃木県行政書士会は、行政書士法第１５条の規定により設立された法人ですが、会員の皆様がご承知のように各都道府県ごとに設立された各行政書士会の内容は、各会則を見ると明らかのように、当然同じ内容となっている部分と各行政書士会ごとに特徴のあるものとに分かれています。各行政書士会の担当者が必要に応じ、その時の時流や変化に応じて改正を重ねた結果でもあります。

普段、私たち会員は、日々の業務の中で行政書士法や会則を精読することはありませんが、行政書士の業務の大きな特徴として、極めて幅広い業務・他士業との連携・経験に裏打ちされた判断が不可欠な点等を考えると、その基礎となる法的根拠を理解して置くことはとても大事なことです。

私たち行政書士は、前歴がさまざまであり、又補助者・従業員を設けていない一人事務所が過半数を超え、一見組織とは無縁のようにも思えます。いや、むしろ組織になじまないために行政書士になった会員も少なからずいると思料いたします。しかし、矛盾するようですが、行政書士ほど街の法律家として市民の皆様との健全な人間関係を求められている職業はないと思います。

その人間関係の一部が行政書士会という組織です。前述の特徴から私たち会員は、仲間の会員との交流なしには幅広い業務をこなすことはできません。他士業との協力なしには一部の仕事は完結できません。手引きや解説書では、普段と違うトラブル等を抱えた業務を知ることはできません。

会は会員のために、会員は会のために何かできることをしようと考えることが、まさに組織が有効に動いていると云えるでしょう。

私は、副会長の一人として、総務部を担当しています。幸い、総務部は、業務歴の大先輩三人と新会員一人の体制でこの組織を支えるため、担当事務を実行していますので、私は大船にゆったりと乗らせていただいております。

今後、有効な組織を活かすため、いろいろ会員の皆様にご協力をいただくことがありますので、総務部ともどもどうぞよろしくお願い申し上げます。

平成２５年度 第１回暴力団等排除対策委員会開催

平成２５年９月４日（水）午後３時から栃木県行政書士会に於いて、栃木県行政書士会暴力団等排除対策委員会が開催されました。

委員会は、全国で暴力団排除の気運が高まる中、平成２３年４月に施行された栃木県暴力団排除条例を受けて、暴力団等の反社会的勢力を排除することを目的として、栃木県行政書士会が栃木県警察本部及び栃木県暴力追放県民センターと連携して暴力団等排除対策委員会を設置したものです。

今年度第１回目の委員会は、役員改選に伴い新たな組織体制での委員会開催となり、須永会長の挨拶の後、ご来賓として栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課課長　川俣二男様及び公益財団法人栃木県暴力追放県民センター専務理事　小室正敏様に御挨拶を頂き、その両名に相談役を委嘱致しました。

また、顧問には前年度に引き続き栃木県警ＯＢで不当要求や不当介入への対応について詳しい大鹿幸雄会員及び小瀬澤敏会員の２名に委嘱致しました。

続いて、栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課暴力排除企画係長　大木昭宏様から委員の知識を深めるため、「栃木県内の暴力団等の現状について」の講話を頂きました。

その後、平成２５年度の事業について検討を行い、「不当要求防止責任者講習」受講の案内を会員に展開することを確認し、最後に反社会的勢力に関する質疑応答が行われ委員会は終了しました。

（暴対委員会委員長　金敷　裕）

暴力団等排除対策委員会組織図
～組織体制～

会　長
須永　威

相談役
県警組織犯罪対策第一課
課長　川俣二男　様
県暴力追放県民センター
専務理事　小室正敏　様

顧　問
大鹿幸雄
小瀬澤敏

副会長
田渕　徹

委員長
金敷　裕

副委員長
毛塚勝行
鈴木康夫

代表委員
小林幸雄
前澤眞一

委　員
手塚理恵
稲葉昌俊
田代昌宏
岡井正樹
横山　眞
青木啓明
各支部代表者 10 名

支部委員会
宇都宮
足利
佐野
栃木
小山
芳賀
塩那
那須
日光
鹿沼

知的資産経営支援研修会の開催

「知的資産報告書の作成」をテーマとした知的資産経営支援研修会が９月２４日に本会で開催され、本会役員も含め合計２７名が参加しました。

知的資産経営支援を主業務の一つとされている東京都行政書士会渋谷支部理事 大槻 美菜先生を講師に迎えて、研修は「知的資産とは何か」から始まり、知的資産を見つけるためのＳＷＯＴ分析やコアコンピタンスＶＲＩＯ（Value、Rarity、Imitability、Organization）分析、セグメント分析などの各種の分析手法の講義と進みました。それらの講義の内容を踏まえて各４名のグループごとに「栃木県の知的資産」を見つけ出すというグループワークを通じて、実践的な知的資産の分析を行いました。あらゆる「強み」や「魅力」が知的資産であり、その強み(Strengths)や機会(Opportunities)を見つけ出すことの楽しさを改めて気付くことができたよい体験になりました。

後半の研修では、知的資産経営導入におけるＰＤＣＡサイクルや重要目標達成指標・ＫＧＩ(Key Goal Indicator)、重要業績評価指標・ＫＰＩ(Key Performance Indicator)へと講義が進み、実際にグループ単位で知的資産経営報告書の作成を行いました。作成された知的資産経営報告書について各グループからの発表を行い講師の先生からの総評を頂き、研修会の最後には中小企業支援のツールとしての知的資産経営と事業承継、その「見える化」の意義、知的資産経営の活用の様々な場面などを分かりやすくお話しいただきました。

研修中にも講師の先生に積極的な質問とその応答があるなど、おかげさまで有意義で活発な研修会となりました。

研修会の終了後には講師の先生のご厚意で座談会が開かれ１４名が参加しました。座談会は各自の自己紹介から始まり、座長を設けずフリートーキングでの質疑応答や意見交換などが和やかな雰囲気のなかで行われました。一番印象に残ったのは、知的資産経営報告書の作成は行政書士業務の本来的な「事実証明に関する書類の作成」であり、行政書士が中小企業の経営を支援する専門家・コンサルタントとして、知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成に取り組むことは行政書士の新規業務の開発や既存業務の掘り起こしにも直結するというお話しでした。

座談会を含めた今回の研修会は予定の時刻を大幅に超過して夕方頃の閉会となりました。ご参加いただいた皆様方に感謝いたしますとともに、講師の大槻美菜先生には改めてお礼を申し上げます。

また、今後も中小企業支援に関する研修会を予定しておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

（業務第３グループ　青木裕一）

日本政策金融公庫・本会等による「夢をかなえる創業支援セミナー」の共催

９月２５日午後、パルティとちぎ（とちぎ男女共同参画センター）の研修室において、日本政策金融公庫と本会等で共催の「夢をかなえる創業支援セミナー」が開催され、本会からは業務部第３グループサブリーダーの久我臣仁会員を講師として派遣して、セミナー中の「知って得する！創業支援策」において『想いを繋ぐ創業とは』と題して講演を行いました。今回の講師派遣は、昨年度に締結した日本政策金融公庫と本会との中小企業支援に関する業務提携の覚書に基づく相互協力の事業の一環として行われたものです。

本セミナーは中小企業支援における重要なファクターである創業支援に関するもので、講師の久我会員は行政書士業務の一つである法人設立をテーマとして選定して、株式会社や合同会社、ＮＰＯ法人、一般社団法人等の組織構成の特徴について説明し、創業時期の想いを実現するための創業のノウハウと創業時における行政書士の役割について講演しました。

さらに、法人設立の際には、許認可等の行政手続の関係で事業目的や役員構成等に注意すべき点があること、設立する法人の形態は株式会社だけではなく、企業による社会貢献や最近のコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの活動の動向などを踏まえて、その事業形態としてＮＰＯ法人が適する場合もあることなどの点を取り上げ、創業時に検討すべき事項は多いことから、その専門家の行政書士を活用することの必要性について、電子定款の認証の手続き等の具体的な事例を交えて解説をしました。

最後に、創業時を含めた中小企業の支援について、行政書士は他士業との連携によりワンストップで業務を遂行している現状に触れながら、行政書士が幅広い領域で中小企業を力強くサポートできることを紹介して、講演を締めくくりました。

今回のセミナーでは創業を検討されている方々に創業時のノウハウや行政書士の業務内容を直接伝えることができました。このような貴重な機会を頂いたことに対して､深く感謝をしております。

今後の展開として、中小企業支援について行政書士の使命を果たしていくことができるよう、日本政策金融公庫と本会とのこれまでの相互連携事業を基に、幅広い分野での連携の強化や協力体制の構築の推進を継続的に図れることを目指しています。

（業務第３グループ　青木裕一）

「福田富一知事を囲む会」開催のご案内

このたび、栃木県行政書士会と宇都宮支部の共催で「福田富一知事を囲む会」を開催することになりました。名誉会長でもある福田富一栃木県知事と会員の交流を図り、懇親を深めたいと思います。

会員の皆様におかれましてはお忙しいことと思いますが、ぜひとも多くの方のご参加をお待ちしております。

参加ご希望の方は、申込み欄を行政書士会までＦＡＸ送信をお願いします。

日　　時：平成２５年１１月７日（木）１８時～２０時
場　　所：ダイニング十五家（栃木県庁展望レストラン。県庁舎１５階）
会　　費：４，０００円（飲み放題付き。当日受付でお預りします）
申込締切：１０月３１日（木）
（締切前でも定員に達した時点で締め切ることがありますのでお早めにお申し込みください）

「福田富一知事を囲む会」に参加します。

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　会員名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（申込みＦＡＸ番号：０２８－６３５－１４１０）

道路位置指定研修開催

業務第２グループでは、９月２６日県建築課建築指導班課長補佐　片山敦夫様を講師に迎え、標記の研修を行った。

都市計画法による市街化区域の１，０００㎡未満及び未線引区域の３，０００㎡未満で土地分譲等新たに道路を築造するときは、建築基準法第４２条第１項第５号による道路位置指定の申請が必要になる。行政書士にとって建築用土地開発関係ではこれと調整区域の都計法第３４条許可が主な業務となる。道路位置指定は主に道路だけのチェックとなるので開発許可のトレーニングにもなり有効である。私は未線引きに在住するので、圧倒的に開発許可より道路位置指定の方が多く数１０件実施している。

昭和５９年３月に県建築課より例規集が発行されているが、現在絶版である。今回の研修内容はほとんどそれと同じであるが、改訂中らしく研修のレジュメとしてはいただけなかった。５９年版は私も所有していますので、受講者等必要になったら御連絡下さい。

（業務第２グループリーダー　秋葉憲司）

第３回　ゴルフ愛好会ゴルフコンペ　結果のご報告

去る９月１９日(火)、爽やかな秋晴れの中、鹿沼市にある広陵カントリークラブにおいて愛好会のゴルフコンペを開催致しました。

ありがたいことに金子幸夫先生から優勝カップを寄贈して頂きましたので、今年からは名誉、そして優勝カップを目指しての大会となりました。

今回は、女性４名を含めた３組１２名での大会となりました。女性が一緒ということで華やかな雰囲気にペースを狂わされたのか、また起伏のあるコースに苦労したのかは判りませんが、スコアを乱す参加者が続出しました。そのぶんスコアメイクに必死にならず、和やかなラウンドとなりましたのは喜ばしい限りです。

最終的に男性が上位を占めたのは隠しホールによるハンデの結果で、私よりスコアの良い女性もおりましたから、来年以降は女性が上位に顔を出すことも想像に難しくありません。また、７位の飛び賞やブービー賞が女性会員に当たり、表彰式もまた盛り上がりました。

いろんな話がたくさんできるのは、業務から離れた趣味の場だからこそだと思います。一昨年７名、昨年１１名と年々参加者が増えているのは喜ばしいことであり、来年以降も男女を問わず多くの皆様に参加して頂きたいと思います。

結びに、参加していただいた皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。なお、成績は下記のとおりです。　（発起人　青木勇夫）

愛好会ゴルフコンペ結果（新ペリア・トリプルボギーカット）

賞	氏名（支部）	グロススコア	ハンデ	ネットスコア
優　勝	大塚正晴（事　務　局）	102(南 52,東 50)	28.8	73.2
準優勝	相馬信一（那 須 支 部）	99(南 50,東 49)	24.0	75.0
第３位	木村久夫（宇都宮支部）	90(南 46,東 44)	14.4	75.6

今月の表紙：那珂川町馬頭広重美術館

わがまち自慢　　ー那珂川町ー

那珂川町は栃木県の北東部に位置し、人口は約１万８千人で、町の中央を「関東の四万十川」と言われる清流那珂川が流れ、八溝山地に抱かれた自然豊かな町です。那珂川町の景色は、日本人のこころの原風景そのもの。訪れた人が、みな懐かしむまちです。

●個性豊かな「美術館」がいっぱい

①那珂川町馬頭広重美術館【表紙】

日本を代表する建築家隈研吾による設計で、格子状のルーバーに覆われた美術館はその建築美も見どころです。世界に誇る歌川広重などの浮世絵にふれることができます。

②いわむらかずお絵本の丘美術館

自然の風景や小さな生き物を、やわらかいタッチで描いた絵本は、心が温かくなるような作品ばかりです。また、絵本そのままの世界が美術館周辺の自然の中に広がっています。

③もうひとつの美術館

廃校になった小学校を使用し、懐かしい時間が流れる空間です。障がいを抱えた方の芸術活動をサポートし、表現活動の楽しさを誰もが感じられる美術館です。

いわむらかずお絵本の丘美術館

●山、大地、温泉の恵を生かした3大グルメ＋新名物

①八溝そば ⇒ 清涼な水と大地に育まれ、歯ごたえも絶品。

②温泉トラフグ ⇒ 塩分を含む温泉を利用したフグ養殖は全国からも注目の的。町内の寿司店、旅館などで楽しめます（要予約）。

③八溝ししまる ⇒ 野生のイノシシ肉は､低脂肪で低カロリー。専用施設による肉処理で衛生管理も万全。

④新名物 ⇒ ホンモロコ（京都の料亭で珍重される高級魚）＆マコモダケ（体内の浄化作用が高い注目の健康食）

温泉トラフグ

●夕焼けが眺められる「美人の湯」

那珂川沿いに開けた馬頭温泉郷はアルカリ性の泉質から美人の湯で知られます。そこから眺める燃え上がるような夕焼けはまさに絶景です。まほろばの湯「湯親館」は県内でも珍しい芒硝泉で、動脈硬化や糖尿病、胆石や胆のう炎など、ほかの温泉にはみられない効能が期待できます。

●イメージキャラクター「なかちゃん」

私は「那珂川町」のイメージキャラクター「なかちゃん」です。頭とマフラーは川の流れを表し、額には、清流に住む「アユ」を乗せています。
町のＰＲを、一生懸命がんばっています。

皆さん、那珂川町に、ぜひ遊びに来てね！

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、那須支部の橋本恭子会員の事務所へおじゃましました。

氏　名：橋本　恭子（はしもときょうこ）
事務所：行政書士橋本恭子事務所
　　大田原市浅香３－２－１３
　　グリーンハイツ１０１
入会日：平成２５年５月１５日

―行政書士を目指そうと思った理由を教えてください。

「まず、行政書士の仕事は、家でできる仕事であること、それと一生涯できる仕事であることというのが理由です。

それと、以前、友人の旦那様がうつ病にかかり、仕事をすることができなくなり、そのうち自宅の住宅ローンを支払うことができなくなったため、自宅を手放すことになりました。

そのとき、そのことを弁護士に相談したおかげで、最悪の状態にはならずに済んで、その友人が弁護士にとても感謝していたのを見て、法律家とは人の助けになることができる仕事であると感じました。

また、他の友人の父親が体調を崩して、退職しなければならなくなったとき、家でできる仕事として、行政書士になることを目指し、みごと試験合格をして、開業したことを知りました。

そういった友人の出来事を通じて、私も人の手助けになるような仕事をしたいと思うようになり、また私にも出来る仕事として、行政書士を目指すようになりました」

―これからやってみたい業務を教えてください。

「相続、遺言、離婚、建設業関係等です。

現在、遺言業務を受任しています。この業務については、おもしろさと責任の重さを感じています。依頼者の方がこれから先、安心して過ごしていくことができるように、手助けしていきたいと思っています」

―ご趣味は何ですか。

「ヨガ、ピラティス、太極拳です。それと、我が家のトイプードル（メス、１歳）と散歩にいくことです」

―最後に一言お願いします。

「人の助けとなり、信頼される行政書士になりたいです」

―お忙しい中、お時間を頂き、ありがとうございました。橋本会員のさらなるご活躍をお祈りしています。

余談ですが・・・私は、２３年度の行政書士の本試験を受験する準備として、宇都宮にある予備校で行われる行政書士試験の模試を受けに、毎週末宇都宮に通っていました。

そんなあるとき、那須塩原駅から宇都宮駅へ行く在来線の電車の中で、隣に座っていた女性に、「行政書士の試験を受けるのですか」と声をかけられました。それが、橋本会員だったのです。

さらに、２３年度の本試験会場で、ばったり橋本会員とお会いし、同じ試験会場で受験をすることになりました。受験する方が、１０００人近くいるのにです。

私は２３年度の試験では不合格だったので、２４年度も挑戦することになりました。

そして、再び宇都宮の予備校に模試を受けに行くと、また橋本会員にお会いしたのです。

私は２４年度の試験に合格した後で、あの女性（橋本会員）は、試験に合格したのかどうか、気になっていました。そんなとき、大田原市内で、またしても偶然橋本会員にお会いし、お互いが試験に合格したことを確認することができました。本当に不思議な縁です。

（那須支局長　オブライエン奈美）

宇都宮餃子祭り２０１３

宇都宮支部

あなたは焼き派？揚げ派？それとも水派？そう、これは餃子の食べ方です。

私は断然、焼き派なのですが、お店によっては水餃子も捨てがたい…。

宇都宮といえば「ギョーザ」というほどに宇都宮のイメージで定着している餃子ですが、昨年に引き続き、総務省家計調査餃子消費量は２年連続第２位となってしまいました。宇都宮餃子消費量日本一奪還計画として、質、量ともに「真の日本一の餃子の街」を目指し、餃子ファンへの感謝をこめて恒例の「宇都宮餃子祭り」が１１月２日（土）～３日（日）に今年も開催されます。

一昨年までは市街各地に設けられていました会場を昨年より宇都宮城址公園へ移し、ひとつの場所で各店の餃子を食べられるようになりました。

１０時の開場に合わせて、お客様がどっと押し寄せ、どのお店も４０分から５０分、多い所では９０分待ちという長蛇の列ですが、待つ甲斐あって、アツアツのおいしい餃子を頬張れば待ち時間も苦ではなくなりますよね。それにいろんなお店が一堂に集まっているので、あちこちと歩きまわる必要がなく、１皿３個１００円というのも、いろんな餃子を食べ比べてみたいという方にはちょうど良いですよね。

このイベントは１９９９年から始まり、１１月第１土曜日・日曜日に行われ、今年で１５回目となります。毎年晴天に恵まれ、市民はもとより宇都宮の餃子を一度食べてみようと県外からも多くの人たちが訪れ、昨年は２日間で１２万人という大変な賑わいをみせました。子どももおとなも楽しめるイベントです。

今年は「ミヤ・ジャズイン２０１３」と「宮の市（商業祭）」も同時開催される予定で、更なる賑わいが予想されます。宇都宮城址公園のイベントステージでは、ジャズの演奏も予定されていますので、ジャズを聴きながら餃子を食すなんてこともできそうです。どうぞ皆様お誘い合わせの上、是非、宇都宮餃子祭りへいらしてください。宇都宮の各イベントを存分にお楽しみください。

期間　２０１３年１１月２日（土）～３日（日）

　　午前１０時～午後４時

場所　宇都宮城址公園

当日は大変な混雑が予想されますので、できる限り公共の交通機関をご利用願います。

（支局長　竹島尚子）

支 局 情 報

【日　光】

日光市民公開講座を開催

９月１４日（土）日光市日光公民館において、今市ライオンズクラブ等のご協力を得て日光市民公開講座を実施した。

「愛する家族のために、生前にしておくべきこと」と題して

第１部は、「相続・遺言・遺留分について」

講師は当日光支部会員で「司法書士・行政書士」の福田滋一氏より、法定相続人と相続分・相続の承認と放棄・遺産分割・遺言の効力と執行等について説明があった。

第２部は、認知症や知的障害、精神障害等判断能力が不十分な方々を支援する「成年後見制度について」

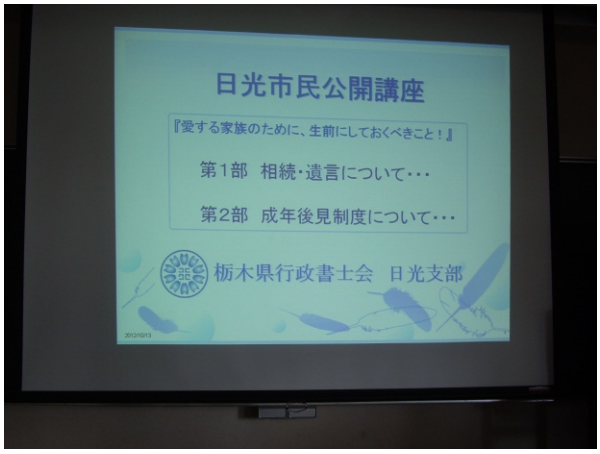

講師は、当日光支部会員で「成年後見支援センターとちぎセンター長・行政書士」の福田勝守氏より、高齢化社会と成年後見制度・成年後見制度ついて、

・どんな制度？
・成年後見制度を理解するために
・後見人になる前に必ず知っておきたいこと
等について説明があった。

講義終了後、個別相談を行いました。

今回の市民講座は、高齢化社会のために財産の管理等に関心のある高齢者の参加が多かった。

参加者は２７名と少なかったが財産管理等に関心のある参加者が多く、中味の濃い市民講座であった。　（支局長　手塚志郎）

【那　須】

第２回那須支部研修会開催

９月２０日（金）午後２時３０分から３時３０分まで、那須町の那須オオシマフォーラムにて、那須支部研修会が開催された。参加会員は、１５名であった。

研修内容は､「東京電力への損害賠償請求について」で、講師は、田渕会員であった。

その研修の中では、まず、請求書用紙等の種類（区分）をどうのようにするかについての説明があった。

次に具体的な請求額の算出方法についての説明があった。

その他、間接被害や請求の時効期間についての説明等もあり、当該業務をまだ受任したことがない会員にとっては、大変勉強になり、またその知識は、東電の事案ばかりではなく、その他の賠償請求の事案にも応用できると感じられるものであった。

その研修の後、意見交換会が設けられ、新人会員からの質問に対して、先輩会員が答えたり、その他、何か疑問に思っていることや困っていることを皆で話し合ったりした。

午後５時からは、懇親会が設けられ、研修に出席した会員全員が参加した。

そこでは普段話す機会がない会員同士が交流できたり、行政書士業務以外の話でも盛り上がったりして、とても有意義な時間を過ごすことができた。

（支局長　オブライエン奈美）

【宇都宮】

第３回宇都宮支部理事会開催

９月２０日（金）１３時３０分から行政書士会館２階にて、第３回宇都宮支部理事会が行われた。

第１号議案として各部より事業活動の報告がなされた。

◎総務経理部

会員の親睦を図るための事業として、今年度は県との共催により富士山の麓での研修旅行に決定した。詳細は１０月号に同封される。

１１月３０日（土）～１２月１日（日）予定

◎業務指導広報部

今年度の研修会は１回のみ予定。平成２６年１月２３日（木）「相談の受け方イロハ（仮）」と題し、毎年好評の小平会員が講師を務める。受講者参加型の研修を検討中とのことである。

◎制度推進部

行政書士制度広報月間に協力県警期間団体への要請文書とポスター等の配布への協力依頼がなされた。

◎その他

①知事を囲む会について

１１月７日（木）夕方より行われる。毎年、支部主催で行われてきたが、今年度は県との共催となった。

②三士会

１１月４日（月）１０時から１５時　ベルモールにて。小平会員、中山会員、久我会員に担当をお願いする。

③市民公開講座について

日程は２月２２日（土）総合コミュニティセンターにて。「相続と後見」講師は久我会員と深見会員にお願いする。

以上の第１号議案については、全員一致で承認可決した。

第２号議案として、支部に関する諸問題への対処のため、小林幸雄会員に相談役の就任をお願いしたいということであったが、全員一致で可決承認した。

１４時１５分理事会は閉会となった。

今年度の宇都宮支部の具体的な活動が決まった。各事業とも会員の積極的な協力を得ながら成功するものと期待している。

（支局長　竹島尚子）

交差点

車庫証明宇都宮センター定期総会開催

９月６日（金）ホテルエピナール那須において平成２５年度の定期総会が開催された。

会員総数４１名のところ、２１名が出席（委任状出席１５名）し、来賓に須永威栃木県行政書士会会長、宮嶋幸雄車庫証明申請センター運営協議会会長、手塚理恵宇都宮支部長を迎えた。議長の岡井正樹会員による議事進行により全議案が可決承認された。

質問・要望では今後の業務の展望及び対策について、特にＯＳＳ関連の課題が山積していることもあり、多くの意見が寄せられた。

閉会後は懇親会で盛り上がり、会員、補助者、職員間で交流を深めた。

（副センター長　田代昌宏）

「７０代の母親」と「４０代の母親」（後編）

私の母親の場合、最後の夏の終り、「抗がん剤治療」の効果がなくなってしまったので、主治医と相談して治療を中止しました。主治医からは「積極的な治療はしないのだから、これから症状は悪くなる一方」「自宅で生活できるのは、せいぜい年内いっぱい」などと伝えられましたが、本人には嘘を伝えてもらいました。その頃の母親は、「抗がん剤治療」さえしなければ、まだ日常生活に問題はなかったのです。本人がどう考えていたかは、知る由もありませんが、表面上は、最後の秋は穏やかな日々を自宅で過ごすことができました。

薬の「副作用」というものは、義理堅いもので確実に母親の髪の毛を奪い去りました。母親は家の中でもベッドの中でも終日ニット帽を被っていました。「髪は女の命」で、本当に可哀相でした。口に出した事はありませんでしたが、決してニット帽を脱がないことからその悲しみを推し量ることができました。あの頃はテレビで「髪の毛関係」のＣＭを見るのも嫌でした。しかし秋以降、髪の毛が戻ってきました。無関心を装いながらも、ニット帽を脱いだ頭を見て喜びました。最後の最後に、穏やかで自由な秋を過ごすことが出来たことと、髪の毛がほぼ元通りに戻ったことを秘かに喜びました。本当に、ささやかでさびしい喜びではありましたが……。

エス部長からも話を聞くことができて、その分少し痛みを分かち合うことができたと思います。私は母親が治療中のときはあまりそのことを話したくありませんでしたが、今は機会があるとなるべく話しています。それが自分のためにも、相手のためにも、母親のためにもなると思えるからです。

悲しみを伝える「死んだ子の歳を数える」という言葉があります。一方で、母親が若くして亡くなられた場合は、「死んだ母親の歳を数える」こともあると思います。高校生には、これから高校の卒業式、進学すれば入学式と卒業式、成人式、結婚、出産、育児など、特に女子にとって母親の存在を力強く感じる節目がたくさんあります。そして、その都度「お母さんが生きていれば……」と「死んだ母親の歳を数える」ことになります。

エス部長と事業所でお会いしたのは、彼の奥さんが亡くなってから１１日目でした。娘さんもその日から登校し始めたとのことでした。部活動をして帰宅は７時頃になるので、自宅で１人になる時間が短くて良かったと話されていました。自宅にはまだいろいろと飾られているので、それを１人で見るのはつらいそうです。

エス部長は、奥さんのお母さん（義理のお母さん）が自宅に来て食事などの面倒を見て下さっているので助かるとも話されていました。でも、よく考えてみますと、この義理のお母さんは、自分の娘さんを亡くしてしまったのです。自分より先に死んでしまった子に「この親不孝者が……」と怒りながら泣かれていたそうです。

以前、こんな話しを読んだことがあります。昔或る人が偉いお坊さんに色紙へ「有り難いお言葉」をしたためてほしいとお願いしたところ、そのお坊さんは何と「親死ぬ／子死ぬ／孫死ぬ」と書かれたそうです。お願いした人は「縁起でもない」と抗議したそうですが、その偉いお坊さんから「逆縁（年下の者が年上の者よりも先に死ぬこと）以上の悲劇はありません。逆に考えると、この順番どおりに死ねるということは、とても有り難いことなのですよ」と説明されて、その人も納得したそうです。義理のお母さんのさびしさも並大抵ではないはずです。奥さんを亡くされたエス部長。お母さんを亡くされた娘さん。娘さんを亡くされたお母さん。３人ともつらくてさびしいのです。でもやはり本人が最も「無念」だったと思います。まだ、４０代なのですから……。

その日、私はエス部長と娘さんに本を贈りました。エス部長には実に味気ない『葬儀・法要・相続』というタイトルの実務的な本です。しかし、エス部長はこれから「四十九日」「百箇日」「納骨式」「新盆」「一周忌」「三回忌」などの法要を執り行わなければなりません。私も経験しましたが主催者とその他の出席者とでは、準備段階から、その気苦労には雲泥の差があります。その助けとなる「マニュアル本」です。

娘さんには夢（？）のあるものを思って、スヌーピーの「文房具セット」と『ネコメンタリー』という「ネコの本」です。私には、女子高生の本の好みなどわかりませんが、冒険をしないでまぁ無難なところ（？）を選んだつもりです。たとえ１時間位でも気晴らしになればと思いました。後日エス部長から「娘がケラケラ笑って読んでいた」との報告をもらって、ホッとしました。父娘の話題のきっかけにでもなれば幸いです。

偶然にも、こんな投稿が朝日新聞に載っていま

した（平成２５年１月２６日付）。タイトルは『仕事と家事／ともに頑張る父』で投稿者は１８歳の女子高校生です。一部を抜粋しますと、「母はいなくても、私たち親子は互いに協力し合い、工夫して楽しい毎日を送っている」「一言多くカチンとくることもあるが、私にはよい父だ」「仕事はつらく大変だろうが、いつもありがとう」「もう少しお世話になるので、よろしくお願いします」と、母親がいなくなった事情はわかりませんが、女子高校生から父親に対して感謝の言葉が綴られています。

この投稿のコピーを今の段階でエス部長にお見せすべきかどうかは少し迷いましたが、話の流れからお渡ししました。エス部長は、無言で読んだ後、「娘にもこんな風に思ってもらえるように頑張らなくては……」とつぶやかれました。「（奥さんが）今まで娘をしっかり育ててくれたから、大学まで行かせてやりたい」というエス部長の気持ちを上手く娘さんに伝えられたら、と思います。そして娘さんが、こんな気持ちを持ってくれたら……。

私が出来ることなんて、事務手続きをしてあげることと、話を聞いてあげることと、本を贈ることくらいしかありません。あともう１つは、少しでも早く「慣れる」ことを願うことくらいです。

（足利支部　杵渕　徹）

KOMOREBI
木もれび

ペットブームの昨今、動物虐待の報道が度々となされ、地域社会の中にあっては無責任な理由によってペットを手放す飼い主がまだまだ多いのが現状です。また、全国で毎年３０万匹以上の犬・猫が殺処分されているということ聞くととても悲しくなります。

ペットを飼う以上、最後まできちんと面倒をみることが、飼い主としての責任であることは言うまでもありません。

我が家にも２歳６か月と１歳６か月になるトイプードルがおり、この子たちを迎えてから今日まで、どんなに癒されたことでしょう。犬との生活を一度経験すると、もう犬のいない生活は考えられないくらい、犬は飼い主の毎日を充実した時間で満たしてくれます。

次の「犬の１０か条」は、もともとは作者不詳の英語短編詩であった「犬の十戒」として知られているものですが、ペットと暮らすすべての人に知っていてほしい言葉です。少しでも不幸なペットがいなくなるために。

「犬の１０か条」

１．私と気長につきあってください。
２．私を信じてください。それだけで私は幸せです。
３．私にも心があることを忘れないでください。
４．言うことをきかないときは理由があります。
５．私にたくさん話しかけてください。人のことばは話せないけど、わかっています。
６．私をたたかないで。本気になったら私のほうが強いことを忘れないで。
７．私が年を取っても、仲良くしてください。
８．私は十年くらいしか生きられません。だからできるだけ私と一緒にいてください。
９．あなたには学校もあるし友だちもいます。でも私にはあなたしかいません。
10．私が死ぬとき、お願いです、そばにいてください。どうか覚えていてください、
　　私がずっとあなたを愛していたことを。

（芳賀支部　永山　松生）

栃木県行政書士会カレンダー（１１月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	金	県土整備部監理課訪問	11:00~	業務第２グループ
		試験監督員説明会	14:00~	
4	月	三士会法の日無料相談会	10:00~15:00	
5	火	申請取次届出済証明書交付式	13:30~	申請取次行政書士管理委員会
6	水	測量研修会(座学)	10:00~12:00	業務第２グループ
		成年後見研修会（第６回）	13:30~16:40	業務第５グループ
		グループ会議	13:30~	業務第３グループ
		足利市市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00~16:00	足利支部
7	木	新入会員オリエンテーション	10:00~	総務部
		総務部会	13:30~	総務部
		福田知事を囲む会（於：県庁 15 階レストラン「十五家」）	18:00~	
8	金	一般貨物自動車運送事業研修会	13:30~15:00	業務第１グループ
11	月	編集会議	13:30~	広報部
		行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
12	火	測量研修会(実地)	9:30~16:00	業務第２グループ
13	水	ＴＩＡ無料相談会	10:00~	業務第４グループ
		登録説明会	10:00~	総務部
		行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
14	木	グループ会議	13:30~	業務第５グループ
15	金	正副会長会	9:30~	
		三役会	10:30~	
18	月	弁護士会との実務連絡会	18:00~	業務第４グループ
		UCIA 無料相談会（於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
19	火	中小企業支援政策の概要について（中小企業改善セミナー）	13:30~16:00	業務第３グループ
20	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		入管所長研修会兼相談事例研究	13:30~	業務第４グループ
		グループ会議	15:30~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
21	木	相談業務の受け方研修会（第４回）	13:00~16:00	業務第５グループ
24	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
26	火	登録説明会	10:00~	総務部
27	水	成年後見研修会（第７回）	13:30~16:20	業務第５グループ
		制度推進部会	13:30~	制度推進部
		行政書士専門相談(於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室)	10:00~12:00	小山支部
28	木	グループ会議	10:30~	業務第２グループ
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館）※要事前予約定員４名 予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
		林地開発研修会	13:30~	業務第２グループ
30	土	福利厚生旅行（～12/1）		

正副会長の動き

日　時		行　事	出席者	内　容・場　所
9/ 1(日)	16:30～	つぶら昭人「たなばたの夕べ」	会長、青木	ホテルニューイタヤ
9/ 2(月)	13:30～19:00	総務部会	田渕	各規則の見直しについて等
9/ 4(水)	9:30～10:30	正副会長会	全員	事業の進捗状況について
	10:30～12:30	三役会	全員	事業の進捗状況について
	13:30～15:00	支部長兼三役会	全員	行政書士広報月間について等
	15:00～16:00	暴力団排除対策委員会	全員	今年度の事業について
	16:00～17:30	制度推進部打合せ	会長、毛塚	行政書士広報月間について等
	18:00～	軽自動車協会との連絡会	会長、小林	宇都宮グランドホテル
9/ 5(木)	10:30～12:00	業務第１グループ会議	小林	ＯＳＳセンターについて等
9/ 6(金)	14:00～	宇都宮車庫証明センター総会	会長	ホテルエピナール那須
9/ 7(土)	14:30～	船田政治大学夏期セミナー	会長、青木	宇都宮グランドホテル
9/10(火)	13:30～16:30	編集会議	手塚	行とち９月号の校正等
9/11(水)	10:30～12:30	制度推進部会	毛塚	行政書士広報月間について等
	13:30～15:00	業務第３グループ会議	毛塚	事業の進捗状況について
9/12(木)	13:30～16:00	業務第５グループ会議	稲葉	金融機関訪問について等
	13:30～	日行連　平成24年度会長会	会長	ホテル一畑(島根)
9/13(金)		日行連　平成24年度会長会	会長	ホテル一畑(島根)
9/14(土)	14:00～	高玉功稔氏叙勲祝賀会	会長	浦和ワシントンホテル
9/18(水)	14:00～17:00	関地協会長会	会長	日行連との連絡会について等
	15:00～	業務第４グループ会議	手塚	事業の進捗状況について
9/24(火)	13:30～	知的資産作成報告書研修会	会長	講師：東京会　大槻美菜氏
	13:45～19:00	神奈川会入管業務研修会	手塚	新たな在留管理制度施行後１年
9/25(水)	13:30～17:00	第１業務部社労税務経営部門会議	会長	日行連
	13:30～15:30	制度推進部会	毛塚	事業の進捗状況について
	16:00～	県文書学事課訪問	毛塚	制度推進部事業について
9/26(木)	10:30～12:00	業務第２グループ会議	稲葉	下期の具体的事業計画
	13:30～15:30	道路関係申請研修会	稲葉	講師：県建築課建築指導班
	15:00～	佐野市長表敬訪問	会長	行政書士制度広報月間について

栃木会の
申請取次行政書士
の動向

新規申出（９月）	０名
更新申出（９月）	１名
有効期限切れ（８月末）による減少	２名
申請取次行政書士（９月末現在）	９６名

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
	H25.9.3	産廃許可申請に係る診断書作成の調査について（依頼）	
563	H25.9.6	総務省発行「オンライン申請ガイドbook」（平成25年8月改訂版）の送付について	
550	H25.9.6	平成25年度9月分会費納入について（お願い）	
571	H25.9.10	「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の偽造防止強化策導入に係る周知について（お願い）	
573	H25.9.10	不正商品対策協議会（ＡＣＡ）広報ポスターの送付について	
583	H25.9.10	（株）日本政策金融公庫各支店との連携推進のお願い	
597	H25.9.12	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について	
596	H25.9.12	平成25年度著作権相談員養成研修の実施について	
595	H25.9.12	平成25年度著作権相談員養成研修及び名簿集約に係る取り扱いについて	
601	H25.9.20	平成25年度役員名簿の送付について	
609	H25.9.20	職務上請求書の不正使用防止への取組み状況について（報告願い）	
614	H25.9.20	平成25年度特別研修＜行政法＞について	
615	H25.9.20	法定業務研修実施要綱（平成25年9月改訂版）」の送付について	
623	H25.9.20	改訂版「行政書士マニュアル」（第三版）製本版及びデータについて	
632	H25.9.24	日本行政書士会連合会事務局の体制について	
636	H25.9.26	平成25年度版「行政書士関係法規集」の有償頒布に係る希望冊数調査について（お願い）	
652	H25.9.30	他士業制度及び他士業法の理解と遵守	

平成２５年地価調査結果に係る資料について
～栃木県総合政策部地域振興課より～

標記の件について栃木県総合政策部地域振興課より資料の提供がありました。
この資料は、県民プラザ（県庁２階）で有償頒布されているほか、栃木県のホームページに掲載されており、印刷可能です。

［栃木県ホームページ参照］
ホーム ＞ くらし・環境 ＞ 土地 ＞ 地価 ＞地価調査結果

犯罪被害財産支給手続の周知について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細につきましては日行連（会員向け）ホームページ「連ｃｏｎ」内の記事をご覧ください。
※要ログイン

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準に関する情報提供について」
～日行連より～

日行連　第一業務部　警察環境部門より、標記の件につきまして、警察庁の通達の情報提供がありました。詳細につきましては当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧ください。

境界確認申請書及び境界協定書の記載方法改正について（お知らせ）
～宇都宮市土木管理課より～

○**平成２５年１１月１日より**、境界確認申請等の記載方法が変更されます。主な変更点は以下のとおりとなっておりますので要領等をご確認のうえ、今後とも境界確認事務の適正な運用にご協力願います。

なお、要領等は宇都宮市土木管理課に備え付けてある他、栃木県行政書士会事務局窓口にもございます（無料・10/16 頃設置予定）。ご自由にお持ち下さい。※部数に限りがあります。ご了承下さい。

詳細につきましては宇都宮市土木管理課境界確認 G 迄お問い合わせ下さい。

・境界確認申請書

【申請者及び委任欄】

（現　状）署名（記名）及び押印
（改正後）個人⇒署名
法人⇒記名及び代表者印による押印

・境界協定書

【表紙申請者欄】

（現　状）署名（記名）及び押印
（改正後）個人⇒署名
法人⇒記名及び代表者印による押印

【同意書】

（現　状）個人⇒署名および実印による押印，割印
（改正後）個人⇒署名及び押印，割印（実印の必要は無し）
法人⇒記名及び代表者印による押印，割印

お問い合わせ先：宇都宮市役所土木管理課境界確認 G
（TEL　０２８－６３２－２５１７）

研修詳細

測量研修会　～座学＆実地研修～

業務部　第２グループ主催

○開催日時

①座学　平成２５年１１月　６日（水）
　　１０：００～１２：００

②実地　平成２５年１１月１２日（火）
　<午前の部>　　９：３０～１２：００
　<午後の部>　１３：３０～１６：００
　※午前、午後のいずれか一方　[雨天順延]

○開催場所

①座学　栃木県行政書士会館２階

②実地　宇都宮市八幡山公園（宇都宮市塙田５丁目 2-70）
　※集合場所等の詳細は、11/6 の研修会でご案内します。

○研修内容

①座学　測量の基礎を学びます。測量を全く行った事がない方向けの内容です。

②実地　小グループに分かれて、測量機器を使った実地研修を行います。

○対 象 者

測量初心者（行政書士専業者）で、座学研修、実地研修とも出席できる方

○定　　員

①座学　３０名

②実地　３０名（午前の部：１５名　午後の部：１５名）

※午前の部、午後の部の希望を申し込み欄にご記入下さい。募集の結果、希望に偏りがあった場合は、11/6 の座学研修時に調整させていただきますので、ご了承下さい。

※申し込み者が定員に達しましたら、栃木会　会員専用ＨＰのトピックスに掲載するほか、申し込み者各位宛に受講可否について、ＦＡＸで通知します。

○講　　師

行政書士　福田勝守

○受 講 料

①座学　５００円　②実地５００円　※合計額１０００円を 11/6 の研修会初日に徴収。

○各自用意するもの

関数電卓（三角関数の計算ができるもの）

メーカーによって操作方法が異なりますので、電卓の取扱説明書もお持ち下さい。

※座学、実地どちらでも使います。

○そ の 他

実地研修での測量結果を用いたＣＡＤの研修会を、平成２６年２月７日に実施予定です。

詳細は、追って行政書士とちぎに掲載します。

○締め切り　　１０月３１日（木）

※注　〆切日より前に定員３０名に達した場合は、その時点で〆切となります。

研修詳細

一般貨物自動車運送事業研修会

業務部　第１グループ主催

○開催日時
　平成２５年１１月８日（金）１３：３０～１５：００
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　①一般貨物自動車運送事業許可申請における留意点
　②許可取得後の手続
○講　　師
　関東運輸局　栃木運輸支局　企画輸送監査部門　担当者
○受講料
　無料

○締め切り　　１１月５日（火）

研修詳細

中小企業支援政策の概要について（中小企業改善セミナー）

栃木県最低賃金総合相談支援センター主催・業務部　第３グループ　後援

○開催日時
　平成２５年１１月１９日（火）１３：３０～１６：００
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○受講料
　無料

第１部（１３：３０～１４：４５）
○内　　容
　補助金や助成金等に触れながら、中小企業支援政策の概要についてご講義頂きます。
○講　　師
　栃木県庁　経営支援課　課長補佐（総括）　　関本　充博　氏

第２部（１５：００～１６：００）
○内　　容
　業務改善助成金や厚労省等助成金の概要について触れながら、行政書士の仕事の関わりについて説明致します。
○講　　師
　栃木県最低賃金総合相談支援センター　相談員　永島　正志　氏
　（行政書士、社会保険労務士）
○締め切り　　１１月１２日（火）

研修詳細

「相談業務の受け方」研修会（第４回）

業務部　第５グループ主催

○開催日時　平成２５年１１月２１日（木）１３：００～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館　２階会議室
○受講料　　５００円
○研修内容
　行政書士業務の中でも「権利義務に関する書類」と「事実証明に関する書類」を作成するためには、依頼人の真意を汲み取るスキルが必要とされます。遺言・相続・離婚・各種契約書等、正確なヒアリングを行うためのトレーニングです。
○講　師　　行政書士　土方美代
○対象者　　会　員（補助者の方は受講できません）
○注意事項
　過去の研修「メディエーション」や「アサーティブコミュニケーション」を受講された方にとっては、研修内容が重複するワークがありますのでご了承ください。
○その他
　第５回までの開催を予定しておりますが、各回独立した内容ですので１研修だけでも受講可能です（全て受講希望の方も毎回申込みをお願い致します）。

○締め切り　　１１月１９日（火）

研修詳細

林地開発制度研修会

業務部　第２グループ主催

○開催日時
　平成２５年１１月２８日（木）１３：３０～１５：００
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　林地開発制度について学びます。
○講　　師
　栃木県環境森林部森林整備課
○テキスト代
　５００円

○締め切り　　１１月２２日（金）

研修詳細

11月の成年後見研修会

業務部　第５グループ主催

全１０回で実施しております成年後見研修会の１１月の開催は、予定通り以下の日程で開催します。受講者の方はテキストを忘れずにご参加下さい。

○１１月の日程、内容、時間

実施回	研修日	科目（内容）	研修時間
第６回	１１月　６日（水）	認知症に関する基本理解	13:30～15:00
		知的障がい及び精神障がいに関する基本理解	15:10～16:40
第７回	１１月２７日（水）	高齢者福祉の基礎	13:30～15:10
		障害者福祉の基礎	15:20～16:20

※場所は全て行政書士会館２階会議室。

※途中回からの申し込みは受け付けておりません。

募　集　　研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
11/6	測量研修会～①座学	1000 円	10/31 先着 30 名	午前・午後	—	—
11/12	測量研修会～②実地研修				—	—
11/8	一般貨物自動車運送事業研修会	無料	11/5		—	—
11/19	中小企業支援政策の概要について（中小企業改善セミナー）	無料	11/12		—	—
11/21	「相談業務の受け方」研修会(第4回)	500 円	11/19			
11/28	林地開発制度研修会	ﾃｷｽﾄ代 500 円	11/22		—	—

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

栃木労働局委託事業　中小企業相談支援事業

中小企業の問題、なんでもご相談下さい！

中小企業事業主向け　経営労務ワン・ストップ　無料相談

○改正労働契約法のポイントを知りたい。
○高齢者雇用についての改正内容を知りたい。
○就業規則を変更したい。
○賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等を見直したい。
○賃上げをしたいので経営改善や経営分析をしたい。
○設備投資をしたいので融資を受けたい。
○中小企業に対する支援策や補助金・業務改善助成金をはじめとする助成金について相談したい。
○労働条件管理について相談したい。
○その他、労務経営全般に関すること。

Q

私たち専門家がお答えします。

A

◆栃木県中小企業総合相談支援センター
（栃木県最低賃金総合相談支援センター）
宇都宮市西一の沢町１－２２　栃木県行政書士会内　ＴＥＬ　０２８（６１１）１００８

◆栃木県中小企業総合相談支援センター出張所
小山市神鳥谷３丁目９番２４号　ＴＥＬ　０２８５（２３）６１７２
開所時刻：午前９時から午後５時（センター、出張所）

開所日に関しては、栃木県行政書士会ホームページをご覧下さい。

専門家が相談をお受けします。ご希望があれば、専門家を事業所に派遣します。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 25 年 9 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇都宮 髙山伸人	H25.9.1	321- 0315	宇都宮市五代 1-1-15	028-653-3467	

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
芳　賀	豊田　茂	事務所	芳賀郡茂木町大字小井戸 30　桔梗荘 6 号室

財務経理部からのお知らせ

10 月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。

なお、会費については 10 月末日までに 10 月～12 月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第 20 条第３項）

皆様の御協力をお願い致します。

引落し日

T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方　　10 月 28 日（月）

上記以外の方　　10 月 25 日（金）

栃木県行政書士会会則

第 20 条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第３期分に該当します。）

第１期分（４月～６月）　→　４月末日

第２期分（７月～９月）　→　７月末日

第３期分（１０月～１２月）→　１０月末日

第４期分（１月～３月）　→　１月末日

編集後記

本年度の定期総会におきまして、新役員として広報部担当理事となりました。正直申しますと、開業間もない頃は行政とちぎを熱心に毎月読んでいましたが、最近は殆んど読まなくなっていました。広報部員となったからにはこの様な教訓（？）を生かし、皆様に読んで頂けるよう魅力ある広報誌を作成していきたいと思います。宜しくお願いします。　（広報部　服部一人）

行政書士とちぎ 10 月号 No.442

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2013. 10
平成25年10月15日発行　第442号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

あなたの街の法律家 行政書士

木村 文乃

行政書士は許認可・登録申請、
遺言や相続、様々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（丸くいく）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん